Baker McKenzie.

Dispute Resolution / IPTech
Tokyo

Client Alert
14 August 2025

能動的サイバー防御関連法と実務上の影響

本アラートに関する
お問い合わせ先:


高瀬 健作
パートナー
+81 3 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com


達野 大輔
パートナー
+81 3 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com


ドミニク・シャーマン
パートナー
+81 3 6271 9496
dominic.sharman@bakermckenzie.com

2025 年 5 月 16 日、国や重要インフラ等に対するサイバー攻撃の脅威に対応するための「能動的サイバー防御」に関連する法律[1]（以下「能動的サイバー防御法」）が成立し、5 月 23 日に公布された。能動的サイバー防御法は、一部の例外を除き、公布日から起算して 1 年 6 か月以内に施行される。

能動的サイバー防御法は以下の 4 つの柱によって構成されている。

- 官民連携の強化（政府と民間事業者との間の情報共有、脆弱性対応の強化等）
- 通信情報の利用（政府による通信情報の取得・分析等）
- 攻撃者のサーバ等へのアクセス・無害化
- 組織・体制整備

上記 4 つの柱のうち、特に民間事業者に対する影響が大きいのは「官民連携の強化」と「通信情報の利用」に関する義務である。能動的サイバー防御法に基づくこれらの新たな義務によって、今後対応が必要になると考えられるのは以下の事業者である。

- 基幹インフラ事業者
- 電気通信事業者
- IT ベンダー（基幹インフラ事業者がインフラサービスの運用や提供のために用いるシステムに関連する事業者等を含む）

本アラートでは各事業者が取るべき主な対応について概説する。

基幹インフラ事業者

基幹インフラ事業者は、電気、ガス、電気通信、金融等の経済安全保障推進法[2]における、いわゆる基幹インフラ役務[3]を提供する事業者のうち、同法に基づいて「特定社会基盤事業者」として指定される事業者を指す。基幹インフラ事業者は以下の義務を遵守する必要がある。

1. 特定重要電子計算機を導入した際の届出義務[4]

---

[1] 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（以下「強化法」）（令和 7 年法律第 42 号）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」）（令和 7 年法律第 43 号）を指す。
[2] 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）
[3] 経済安全保障推進法において定義される「特定社会基盤役務」を指す。電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物、航空、空港、電気通信、放送、郵便、金融、クレジットカードの 15 分野が基幹インフラ分野として特定されている。
[4] 強化法第 4 条


近藤 友紀
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9765
Yuki.Kondo@bakermckenzie.com


髙橋 彩
アソシエイト
+81 3 6271 9522
Aya.Takahashi@bakermckenzie.com


山内 理恵子
アソシエイト
+81 3 6271 9890
Rieko.Yamauchi@bakermckenzie.com


比嘉 隼人
アソシエイト
+81 3 6271 9519
Hayato.Higa@bakermckenzie.com

基幹インフラ事業者は、特定重要電子計算機[5]を導入した際、その製品名及び製造者名その他の主務省令で定める事項を所管大臣に届け出なければならないとされている。なお、届出事項を定める主務省令はまだ公表されていない。

1. インシデント報告義務[6]

   基幹インフラ事業者は、不正アクセス行為等により特定重要電子計算機のサイバーセキュリティが害されたこと又はその原因となり得る一定の事象を認識したときは、その事実と主務省令で定められる一定の事項を事業所管大臣及び内閣総理大臣に報告する義務を負う。この報告義務の詳細は主務省令で定められることになっているが、主務省令はいまだ公表されていない。

2. 基幹インフラ事業者等と政府との間の協定に基づく通信情報の共有

   政府は、基幹インフラ事業者や電気通信役務の利用者（以下「基幹インフラ事業者等」）との間で締結する協定（当事者協定）に基づき、基幹インフラ事業者等から国外から国内への通信に関する通信情報の提供を受けることができる[7]。政府は、基幹インフラ事業者等に対して当事者協定の締結について協議を求めることができる。基幹インフラ事業者において協定の締結はあくまで任意である一方、正当な理由がない限り、政府との協議には応じなければならないこととされている。政府は基幹インフラ事業者等から提供を受けた通信情報を用いてサイバーセキュリティに関する分析を実施し、当該事業者等に必要な分析結果を提供する。

3. 情報共有・対策のための協議会の設置

   内閣総理大臣は、サイバー攻撃による被害の防止のため、関係行政機関の長により構成される「情報共有及び対策に関する協議会」（以下「協議会」）を設置する。協議会には協議会への参加に同意した基幹インフラ事業者や IT ベンダー等を構成員として追加するとされている。この協議会は、構成員に対し、守秘義務を伴う被害防止に資する情報を共有するとともに、サイバー攻撃による被害の防止のために必要な情報や資料の提出その他の協力を求めることができる[8]。

電気通信事業者

政府による通信情報の利用に関しては、上記の基幹インフラ事業者等からの同意に基づく通信情報の取得の他に、事業者の同意を必要としない通信情報の取得も認められている。政府は、一定の場合には、サイバー通信情報管理委員会の承認があれば事業者の同意を得られなくとも当該事業者から通信情報を取得できることになった。

政府は、外外通信 (国内を経由して伝送される国外から国外への通信) であって、他の方法ではその実態の把握が著しく困難であるサイバー攻撃に関連する通信が、特定の電気通信設備により伝送されていると疑うに足りる状況が

[5] 基盤インフラ事業者が使用する電子計算機（コンピュータ及びそこに組み込まれたプログラムを含む）のうち、そのサイバーセキュリティが害された場合に、特定重要設備の機能が停止し、又は低下するおそれがあるものとして政令で定めるものをいう(強化法第 2 条第 3 項)。
[6] 強化法第 5 条
[7] 強化法第 11、12、15 条
[8] 強化法第 45 条

ある場合には、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、通信情報を取得するための措置をとることができる[9]。

同様に外内通信 (国外から国内への通信) や内外通信 (国内から国外への通信) についても、国内へのサイバー攻撃の実態把握のため特定の外国設備との通信等を分析する必要があると認める場合には、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けた上で、通信情報を取得するための措置をとることができる[10]。

政府は、上記の通信情報を取得するための措置の実施に関して、関連する電気通信を媒介している電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、当該電気通信設備に関する情報の提供、当該措置の実施のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。政府からの協力の求めを受けた電気通信事業者は、正当な理由がない限り、これを拒否してはならないとされている[11]。

このように、電気通信事業者は、政府から要請があれば、特定の通信情報を提供するための対応をとる必要がある。

IT ベンダー

能動的サイバー防御法では、官民連携の強化の取組として脆弱性対応の強化が盛り込まれた。

政府は、重要電子計算機として用いられる電子計算機やプログラムの脆弱性を認知したときは、当該電子計算機やプログラムの生産者、輸入者、販売者及び提供者（以下「IT ベンダー」）に対して脆弱性についての情報を提供、又は脆弱性への対応方法を公表・周知することができる[12]。

また基幹インフラ事業者が使用する特定重要電子計算機として用いられる電子計算機やプログラムに関連する脆弱性の場合、 所管大臣[13]は、その電子計算機やプログラムの IT ベンダーに対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる[14]。政府は、必要な限度で IT ベンダーに対して報告や資料の提出を求めることも認められている[15]。政府から報告や資料の提出を求められた IT ベンダーはその要請に応じるよう努めなければならないとされている[16]。

IT ベンダーに直接適用される義務ではないものの、基幹インフラ事業者のインシデント報告義務は IT ベンダーにも影響を及ぼし得ると思われる。例えば、基幹インフラ事業者の委託先である IT ベンダーがサイバー攻撃の対象となり、報告対象インシデントが発生した場合は、基幹インフラ事業者からインシデント報告義務の対応への協力を要請される可能性がある。上記のとおりインシデント報告義務の詳細は明らかになっていないものの、IT ベンダーとしては今後の下位法令の制定状況を注視していくことが必要である。

[9] 強化法第 17 条
[10] 強化法第 32 条、第 33 条
[11] 強化法第 20 条、第 32 条第 2 項、第 33 条第 2 項
[12] 強化法第 42 条第 1 項
[13] 電子計算機やそれに組み込まれるプログラムの供給を行う事業を所管する大臣を指す。
[14] 強化法第 42 条第 2 項
[15] 強化法第 42 条第 4 項
[16] 強化法第 42 条第 5 項